

出雲市建築基準法の施行に関する規則（抜粋）

● 許可制度

（建築物の許可申請に係る添付図書等）

第16条 省令第10条の4第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 法第43条第2項第2号の規定による許可を申請する場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)

イ 配置図(縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の周囲の道又は通路その他の空地の配置(道及び通路にあっては位置、延長及び幅員)を明示すること。)

ウ 各階平面図(縮尺、方位、間取り、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を明示すること。)

エ 2面以上の立面図(縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。)

オ 2面以上の断面図(縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)

イ 配置図(縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。)

ウ 各階平面図(縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。)

2 (略)

3 (略)

● 認定制度

(建築物と敷地と道との関係の建築の認定申請に係る添付図書等)

第16条の2 法第43条第2項第1号の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 省令第10条の3第1項第1号に規定する道である場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)

イ 配置図(縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置(道及び通路にあっては位置、延長及び幅員)を明示すること。)

ウ 各階平面図(縮尺、方位、間取り、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を明示すること。)

エ 2面以上の立面図(縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。)

オ 2面以上の断面図(縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)

(2) 省令第10条の3第1項第2号に規定する道である場合 次に掲げる図書

ア 前号アからオまでに掲げる図書

イ 道の敷地に係る土地の登記事項証明書(地番及び権利者が明示されていること。)

ウ 道の敷地に係る土地の公図の写し(地番が明示されていること。)

エ 二次製品の仕様書(使用する製品が明示されていること。)

オ 平面図(縮尺、方位、道の範囲の境界の位置、道の範囲の丈量図、道の幅員、延長及び隅切形状、転回広場の位置、形状及び間隔、道の周辺の土地利用計画(宅地の区割図及び面積)、側溝、擁壁等の位置及び構造、道が接続する道路の路線名及び有効幅員、道の高さ並びに排水計画を明示すること。)

カ 平面詳細図(隅切部分、道の終端部分、転回広場部分等の処置を明示すること。)

キ 地積測量図(道の範囲の全体及び地番ごとの面積が明示されていること。)

ク 標準断面図(道の幅員及び境界の位置、境界の標示方法並びに路面の勾配並びに舗装構成、側溝及び道の境界線を明示すること。)

ケ 横断面図(道の幅員及び境界の位置、境界の標示方法並びに路面の勾配を明示すること。)

コ 縦断面図(道の延長及び勾配並びに転回広場の間隔を明示すること。)

サ 擁壁等の構造図(擁壁等の寸法及び構造を明示すること。)

2 (略)

3 省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書は、正本1通及び副本2通を提出しなければならない。

4 (略)